

港区総合支所及びび部の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 部の分掌事務は、次のとおりとする。 産業・地域振興支援部・保健福祉支援部 (略) 子ども家庭支援部</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 児童相談所に関すること。 街づくり支援部 総務部 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 部の分掌事務は、次のとおりとする。 産業・地域振興支援部・保健福祉支援部 (略) 子ども家庭支援部</p> <p>一 三 (略)</p> <p>街づくり支援部 総務部 (略)</p> <p>(後略)</p>